

バス運行対策費鳥取市補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、バス運行対策費鳥取市補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）及びバス運行対策費鳥取県補助金交付要綱（平成23年9月29日付交第201100097931号。以下「県補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、過疎現象等による輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状にかんがみ、生活交通路線の確保方策の一環として、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るため、予算の範囲内で補助金を交付し、もって地域の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「生活交通路線」とは、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国庫補助金交付要綱」という。）別表4に定める「補助事業の基準」に適合する運行系統をいう。
- (2) 「補助対象期間」とは、国庫補助金交付要綱第5条の「補助対象期間」をいう。

(補助の種類)

第4条 本補助金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 路線維持費（補填分）補助金
- (2) 路線維持費（引上げ分）補助金

(補助対象者)

第5条 本補助の対象となる者は、乗合バス事業者であつて、鳥取県知事が地域協議会の結果に基づいて定める一定の要件の下で、最も少ない県補助金交付要綱による補助金で生活交通路線を運行するものとして選定されたものとする。

(補助対象路線等)

第6条 本補助金の対象となる路線、経費及び算定方法は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請及び実績報告の時期等)

第7条 本補助金の交付申請及び実績報告は、毎年12月15日までに行わなければならない。

2 規則第4条第1号及び第2号並びに第12条第1号及び第2号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 第4条第1号に定める補助金の交付申請及び実績報告については、様式第1号によるものとする。
- (2) 第4条第2号に定める補助金の交付申請及び実績報告については、様式第2号によるものとする。

3 規則第4条第4号に掲げる書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
- (2) 補助対象期間における運行系統別輸送実績及び補助金算定表
- (3) 補助対象期間の補助対象系統ごとの損益の内訳及び平均乗車密度を明らかにした書面
- (4) 補助対象経費の明細がわかる書面
- (5) 本補助金の交付を受けようとする系統の運行系統図

（補助金の経理等）

第8条 本補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

（着手届の提出）

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項に規定する着手届の提出は、要しないものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、都市整備部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成14年3月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

（補助金の算定方法の特例）

2 令和2年度に限り、別表路線維持費（補填分）補助金の項中「国庫補助金交付要綱及び県補助金交付要綱」とあるのは、「国庫補助金交付要綱、県補助金交付要綱及び鳥取県新型コロナウイルス対策路線バス事業者緊急応援事業補助金交付要綱又は鳥取市路線バス運行継続緊急支援事業補助金交付要綱」とする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月27日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。